

命令日 平成20年7月15日

平成20年（行ウ）第408号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求事件

補 正 命 令

東京都中野区本町2-20-13 若葉ハイツ14号

原 告 竺 原 光 江

主 文

原告は、本命令送達の日から14日以内に、本件訴状につき書面をもって下記の事項を補正せよ（本件訴訟の被告の特定については、平成20年7月10日付け事務連絡で釈明を求めたところ、これに対する「質問回答書」によっても、本件訴訟における被告は明らかでないので、補正を求める。）。

記

1 請求の趣旨1項について

原告は、請求の趣旨1項において、日本国内において、原子力発電所及び関連施設の新設をしてはならないとの判決を求めており、これは、上記発電所及び関連施設の新設の差止めを求めるものと解される。この請求で、原告が、国（その機関である資源エネルギー庁を含む。）が原子力発電所及び関連施設の新設をしようとしている旨主張し、その差止めを求めているのであれば、同請求に係る被告は、国となるが、訴状及び「質問回答書」によっても、原告が差止めを求めている相手方が、国なのか、「資源エネルギー庁長官及び歴代の長官の方々」各個人なのか明らかでない。については、請求の趣旨1に係る被告が国であれば、①当事者の表示の欄に、国が被告である旨記載し、その代表者として、法務大臣の氏名を記載し、②請求の趣旨1においては、「被告国は、日本国内において、原子力発電所及び関連施設を新設してはならない。」と記載し、差止請求の相手方を明らかにされたい。また、請求の趣旨1に係る被告が、他の者であれば、法務大臣は代表者とならないので、①当事者の表示の欄に、その者を被告として記載し、併せて、その者の住所を記載し（民事訴訟規則2条1項参照）、②請求の趣

旨1においては、「被告〇〇は、日本国内において、原子力発電所及び関連施設を新設してはならない。」と記載し、差止請求の相手方を明らかにされたい。

2 請求の趣旨2項について

原告は、請求の趣旨2項において、損害賠償を求めているが、訴状及び「質問回答書」によっても、原告が損害賠償義務を負うと主張している相手方が、国なのか、「資源エネルギー庁長官及び歴代長官の方々」各個人なのかが明らかでない。よって、当事者の表示の欄に、当該請求に係る相手方の氏名（国であればその旨）及び住所を記載し（民事訴訟規則2条1項参照）、請求の趣旨2においては、「被告〇〇は、原告に対し、1000万円を支払え。」又は（被告が複数存在する場合には）「被告〇〇、同〇〇…は、原告に対し、連帯して、1000万円を支払え。」と記載し、賠償義務を負う被告を明らかにされたい。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官

これは正本である。

平成20年7月15日

東京地方裁判所民事第2部

裁判所書記官

